

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の無機薬品及び有機薬品の項第三十五号の規定は、平成二十四年八月十九日から適用する。

平成二十四年五月三十一日

厚生労働大臣 小宮山洋子

無機薬品及び有機薬品の項中第四十九号を第五十号とし、第三十五号から第四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五 フラボキサート

無機薬品及び有機薬品の項第二十六号中「ニコチン」の下に「。ただし、貼付剤を除く。」を加える。